

令和 7 年 度

第 1 回 評 議 員 会 議 事 録

杉 並 区 土 地 開 発 公 社

令和 7 年度 杉並区土地開発公社 第 1 回評議員会

1 開催日時・場所・出席者等

日 時	令和 7 年 4 月 25 日（金） 午前 10 時 00 分から午前 10 時 44 分まで	
場 所	杉並区役所 中棟 5 階 第 3・4 委員会室	
出席評議員 （11 名）	浅 井 くにお 評議員（会長） へんみ 純 一 評議員 和 氣 み き 評議員 てらだ はるか 評議員 山 本 ひろ子 評議員 鈴 木 ちづる 評議員	渡 辺 富士雄 評議員（副会長） 矢 口 やすゆき 評議員 富 田 た く 評議員 赤 坂 たまよ 評議員 あかねがくぼ 舞 評議員
欠席評議員 （1 名）	安 斉 あきら 評議員	
出席 理 事	渡 辺 幸 一 理事長	山 田 隆 史 常務理事
出席 監 事	喜多川 和 美 監事	秋 吉 誠 吾 監事
事務局職員	青 木 誠 事務局長 福 原 弘 昭 庶務主任 阿久津 雄 一 用地主任 加 藤 彰 企画調整主任 阿 部 光 伸 書記 栗 山 勝 成 書記 横 山 博 紀 書記 橋 元 広 大 書記	友 金 幸 浩 事務局次長 澤 井 昭 充 用地主任 秋 間 美 奈 企画調整主任 島 谷 広 昭 出納主任 沼 山 翼 書記 松 村 直 美 書記 中 島 愛 依 書記
関係者（区職員）	星 野 剛 志 都市計画道路担当課長 塚 田 千賀子 鉄道立体担当課長 石 原 雄 平 みどり公園担当係長	大 場 将 国 みどり公園課長 村 上 亮 太 土木計画担当係長 諸 岡 健 鉄道立体係長
記 録	橋 元 広 大 書記	
配 布 資 料	（1） 次第 （2） 公社役員・事務局名簿 （3） 諮問書（諮問第 1 号「令和 6 年度杉並区土地開発公社決算報告について」） （4） 資料 1～5 （5） 【取扱注意】公共用地明細表（会議後回収）	

会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 閉会
---------	----------------------

2 諮問案件

件 名	
諮問第 1 号	令和 6 年度 杉並区土地開発公社決算報告について

3 審議内容

会 長	皆様、おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。 それでは、ただ今から令和 7 年度第 1 回杉並区土地開発公社評議員会を開会いたします。 はじめに、渡辺理事長から挨拶をお願いいたします。
理 事 長	皆様おはようございます。 本日は大変お忙しい中、杉並区土地開発公社の評議員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日、ご審議いただきます案件は、諮問第 1 号「令和 6 年度杉並区土地開発公社決算報告について」でございます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。 なお、役員及び事務局職員に人事異動がありましたので、諮問書と一緒にお送りいたしました名簿でご確認いただければと存じます。 それでは、ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	席が中々、面白い配列になっていて、委員がよく見えなかったり、前の人、後ろの人がいらっしゃいますけども、よろしくお願いしますね。 それでは、出席された評議員の数は、定足数に達しております。 議事に入る前に、杉並区土地開発公社定款第 24 条の規定により、議事録署名人 2 名以上を選出することとなっております。富田評議員とあかねがくぼ評議員に議事録署名人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 また、前回の評議員会で承認いたしました、議事録の公開につきましては、今回の議事録から、発言者氏名を記載したもので、個人情報や今後の折衝に影響がある情報に配慮した形で、評議員の皆様の確認をいただいた後、区のHPで公開をさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。 特に評議員の皆さん今の議事録の取扱いについて、大丈夫ですね。よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、ただ今から杉並区土地開発公社評議員会の議事に入らせていただきます。

	本日の、諮問第 1 号「令和 6 年度杉並区土地開発公社決算報告について」を上程させていただきます。 青木事務局長、説明をよろしくお願いいたします。
事 務 局 長	杉並区土地開発公社事務局長に着任いたしました、青木誠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 今回からペーパーレス化ということで、パソコンをお持ちの方はパソコンで、紙をお持ちの方は紙でご覧いただければと存じます。資料の確認をさせていただければと存じます。 本日のファイルで申し上げますと、「03_第 1 回評議員会次第」、「04_R6 決算書」、「05_資料 1～5」を主に使用いたします。あとお手元にお配りしました紙での資料、右肩に取扱注意と書いた紙がございます。公有用地の明細表でございますけれども、これは本日、後ほど回収をさせていただきますが、こちらを使用させていただきます。 資料に不足等はございませんでしょうか。メールでの開封などは大丈夫でしょうか。 それでは、説明に入らせていただきます。「03_第 1 回評議員会次第」をお開きいただきたいと存じます。 「3 議事 諮問第 1 号 令和 6 年度杉並区土地開発公社決算報告について」をご説明いたします。合わせまして、「04_R6 決算書」をお開きください。 令和 6 年度杉並区土地開発公社決算報告書 1 頁目、「事業計画及び執行状況」についてご説明いたします。 令和 6 年度の事業計画では、公有地取得事業としまして、真ん中の表になりますが、①「都市計画道路補助 132 号線事業用地」、②「都市計画道路補助 221 号線事業用地」の道路用地と、③「下高井戸二丁目用地」の公園用地、合計 3 事業を計画いたしました。 それらの執行実績でございますが、表に記載のとおり、取得面積及び事業費の内訳は合計で 6 用地、延べ 211.64 m²、金額は 3 億 6,011 万 9,744 円となっております。 次に、公有地処分事業でございます。執行実績につきましては、記載のとおり、令和 4 年度取得の都市計画道路補助 132 号線用地、令和 3 年度に取得しました杉並区画街路 3 号線ほか 2 路線事業用地の一部、令和 5 年度に取得いたしました下高井戸四丁目用地と下高井戸二丁目用地の 4 用地、面積は 1,566.30 m²、金額は 9 億 8,502 万 2,967 円でございます。 また、附帯等事業につきましては、土地を賃貸等した実績はございません。 次に、案内図を見ながら、ご案内いたします。「05_資料 1～5」をお開きください。 まず、資料 1 をご覧ください。都市計画道路 132 号線事業用地の案内図となります。資料 1 案内図の下の方でございます黒く塗ったところが、処分地 2 に

記載の令和 6 年度に区へ売却した用地でございます。次に「保有地 9・10・11」が令和 6 年度に取得した用地でございます。これらは、令和 8 年度に区へ売却予定となっております。

また、「保有地 2・3・4・5・6」は、令和 5 年度に取得した用地でございます。

これらは、令和 7 年度に区へ売却予定となっております。

続いて、資料 2 をご覧ください。都市計画道路 221 号線事業用地の案内図でございます。「保有地 12」が令和 6 年度に取得した用地でございます。これは令和 8 年度区へ売却予定の用地となっております。次に「保有地 7・8」は、令和 5 年度に取得した用地で、令和 7 年度区へ売却予定となっております。

続いて、資料 3 をご覧ください。下高井戸四丁目用地の案内図でございます。

区立高井戸第三小学校の北側になります、「処分地 3・4」が令和 6 年度に区へ売却した用地でございます。

続いて、資料 4 をご覧ください。下高井戸二丁目用地の案内図でございます。

下高井戸おおぞら公園の一角となります。「処分地 5・6」が令和 6 年度に区へ売却した用地でございます。「保有地 13・14」が令和 6 年度に取得した用地でございます。これらは令和 7 年度に区へ売却予定となっております。

続いて、資料 5 をご覧ください。上井草駅の北側の「杉並区画街路 3 号線ほか 2 路線事業用地」でございます。「処分地 1」が、令和 3 年度に取得し令和 6 年度に区へ一部を売却した用地でございます。

千川通りに面した、「保有地 15」が、令和 5 年度に取得した元生産緑地の公園用地で、令和 11 年度に区へ売却予定となっております「井草五丁目用地」でございます。

次に、決算書にお戻りください。2 頁をご覧ください。借入状況についてご説明いたします。

令和 6 年度の借入と償還の状況を借入先別に表したものでございます。令和 6 年度期首残高、表の左側から 2 列目の一番下の行になりますけれども、23 億 5,175 万 1,494 円でございます。

左から 3 列目になりますが、今年度の当期増加高としましては、内訳の 1 行目になりますが 10 億 1,574 万 1,931 円を土地取得の事業資金として協調融資金融機関から、また、2 行目の杉並区からの借入については、1 億 9,506 万 4,194 円を、公社保有用地の利息及び元金の償還のために借り入れてございます。

一方、当期減少高は 1 行目、協調融資金融機関へ 9 億 7,881 万 3,247 円を、2 行目、保有地の売却益により杉並区へは 1 億 6,927 万 6,131 円を償還、合計

11 億 4,808 万 9,378 円を償還し、借入は減少してございます。

これにより令和 6 年度末の借入残高は、24 億 1,446 万 8,241 円となっております。

次に、融資利率についてご説明いたします。（１）の協調融資金融機関の融資利率は、借入期間が 1 年を超え 5 年以内のものは、1.525%、5 年を超え 10 年以内のものは、1.725%と定めているところでございます。また、借入期間が 1 年以内のものにつきましては、短期プライムレート 1.475%の利率、又は、協調融資金融機関幹事行の市場連動金利に 0.45%を上乗せした利率のいずれかを適用することと定めているところでございます。（２）の区からの借入れにつきましては、無利子でございます。

続きまして、3 頁からご覧ください。6 頁までの庶務関係については、役員及び評議員の人事異動、評議員会及び理事会の開催状況でございます。

事業報告は以上となります。

続きまして、杉並区土地開発公社財務諸表をご説明いたします。7 頁をご覧くださいと存じます。まず、公社の資産と負債の状況を表す貸借対照表でございますが、7 ページの左になりますが、資産のうち「１の流動資産」の（１）は、区からの負担金が現金で、28 万 3,708 円となっております。なお、この現金は、令和 7 年 4 月 2 日に杉並区へ返還してございます。

次に「（３）公有用地」は、6 年度末に保有する用地原価と借入金支払利息を合わせたものでございます。

次の「２ 固定資産」になりますが、「（１）のア長期性預金」は、公社の基本財産 1,000 万円のことを指し示してございます。

以上、資産の合計額は、24 億 9,592 万 2,949 円となっております。

続きまして、8 頁をご覧ください。

２番、負債の部のうち「１の流動負債」は、１年以内に支払うものでございます。（１）事業未払金 7,117 万 1 千円は、令和 5 年度及び 6 年度に取得しました「都市計画道路補助 132 号線事業用地」に係る、令和 7 年度に支払う補償費でございます。

次の（２）その他未払い金 28 万 3,708 円は、区へ返還する未払いの負担金であり、すでに返還してございます。

次の（３）短期借入金 12 億 8,808 万 7,454 円は、１年以内に支払う負債となっております。

上井草の「杉並区画街路 3 号線ほか 2 路線」と令和 5 年度に取得した「都市計画道路補助 132 号線事業用地」、「221 号線事業用地」、及び「下高井戸二丁目用地」の元金利息と、「井草 5 丁目用地」の元金の借入金残高となっております。

「２の固定負債」は、１年を超えて支払う負債となっております。長期借入金 11 億 2,638 万 787 円については、「都市計画道路補助 132 号線事業用地」、「221 号線事業用地」及び「井草五丁目用地」の元金及び支払利息とな

っております。

3番の資本の部は、区からの出資金1,000万円でございます。

以上により、負債と資本の合計額と資産合計額は同額になってございます。

次に、9頁をご覧くださいと存じます。損益計算書になります。

「1事業収益」と「2事業原価」の金額9億8,502万2,967円は、先程1頁の公有地処分事業でも説明いたしました公社保有地を区へ売却したものでございます。なお、1の事業収益のうち(2)のア 附帯事業収益につきましては、実績がありませんでした。

続きまして、3の「販売費及び一般管理費」の経費65万1,011円につきましては、12頁の附属明細表中「4経費明細表」がございしますが、主な支出はパソコンリース代と法人税などの税金の支払いでございます。

次に「4事業外収益」(1)のア 受取利息4,719円は、基本財産等の預金に対する利息でございます。

(2)の雑収益64万6,292円は、事務費等に充てるための区の負担金収益でございます。

これにより、事業外収益の合計額は、65万1,011円となっております。

以上により、公社の収益と損失は同額となりまして、経常利益及び当期純利益は0円となっております。

次に10頁をご覧ください。キャッシュフロー計算書でございます。こちらについては、6年度中の資金を活動別にして増減の要因を見るものでございます。説明は省略させていただきますが、Ⅵの現金及び現金同等物期末残高については、収支と支出の計算結果が28万3,708円となっているため、杉並区へ返還いたしました。

次に11頁をご覧ください。財産目録は、貸借対照表記載の金額を整理したものとなっております。

次に12頁をご覧ください。附属明細表は、財務諸表の内容を補足説明する資料として、記載のとおり作成いたしております。

続きまして13頁をご覧ください。こちらは借入金明細表となっております。この表につきましては、金融機関別の借入金明細表となっております。上の表は短期借入金明細表、下の表は長期借入金明細表で、それぞれ期末残高は、8頁の貸借対照表の金融機関借入金とどちらも同額となっております。

14頁の公有用地明細表をご覧ください。令和7年3月31日現在の公社保有用地につきましては、15用地を保有しており、14頁の公有用地明細表に記載の期末残高の24億8,563万9,241円となっているところでございます。これは、7頁の貸借対照表の「1資産の部」の「1流動資産(3)公有用地」と同額となっております。

また、本日席上に配布しております資料「【取扱注意】公有用地明細表(14ページ付表)」をご覧ください。

この資料には、14頁の公有用地明細表では、事業の合計が記載され、内訳

	がわからない形となっておりますので、各事業の画地ごとの内訳を記載したものでございます。 これは、個々の用地の詳細な情報が記載されている関係で、この場限りの資料とさせていただきます。評議員会終了後に回収させていただきますので、ご理解ご協力の程お願いいたします。 財務諸表についての説明は、以上でございます。 続きまして、15 頁をご覧ください。収入支出決算書の「1 収益的収入及び支出の収入」についてご説明いたします。 上の「収入」の表のうち1の事業収益では、9億8,502万2,967円を収入いたしました。これは、用地の売却によるものでございます。 次に2の事業外収益では、金融機関からの受取利息と、区からの運営費補助金を収入いたしております。 これにより、収入合計額は9億8,567万3,978円となっております。 次に、「支出」の表をご覧ください。収入の表でご説明した区へ売却した用地の売却原価9億8,502万2,967円と、販売費及び一般管理費を合計した同額を支出しております。これにより、収入と支出の差引額は、0円となっております。 続きまして16頁の「2 資本的収入及び支出」をご覧ください。 上の表、収入の表のうち、収入の合計欄の収入済額12億1,080万6,125円は、事業執行の資金を協調融資金融機関借入金、杉並区借入金でまかなっております。 次に下の支出の表のうち、支出合計欄の支出済額21億9,582万9,092円は、収入済額9億8,502万2,967円とで差額が生じております。 差額につきましては、支出の表の下の※印にあるとおり、これは、現金の支出を要しない公有地取得事業原価として、公社会計上、損益勘定留保資金から補填をしているものとなっております。 決算書についての説明は、以上でございます。最後に、今後の予定をご報告させていただきます。本評議員会の承認をいただきましたら、近日中に開催いたします理事会へ議案として提出いたします。 理事会での議決を得た後、6月開会予定の第2回区議会定例会へ経営状況として報告を行いまして、その後、7月までに区公式HPにて公表していく予定となっております。 諮問第1号についての説明は以上でございます。
会 長	青木事務局長ありがとうございます。引き続き、監査結果について、秋吉監事から報告をお願いします。
秋 吉 監 事	4月に監事に着任いたしました秋吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、私から決算監査の報告を申し上げます。17ページをご覧ください。4月16日、喜多川監事とともに監査を実施いたしました。監査の対象

	は、「令和 6 年度杉並区土地開発公社の監査報告について」に記載のとおり、令和 6 年度事業報告書、財務諸表、収入支出決算書でございます。 証拠書類、関係書類と照合、審査しましたところ、計数及び内容等いずれも一致し、過誤のないことを確認しております。以上でございます。
会 長	ありがとうございました。 それでは、諮問第 1 号に関する説明及び報告が終わりましたが、これより皆様からまずご質問をお伺いした上で、その後にご意見をいただければと思います。まず、質問ある方は挙手をお願いいたします。 (和氣評議員 挙手) それでは、和氣評議員。
和 氣 評 議 員	おはようございます。和氣でございます。今日もよろしくお願いいたします。私から 1 点だけお伺いいたします。 これまで行われてきた質疑の中で、公有用地にかかる経費の項目について、もっと詳細に出してほしいという意見もございました関係で、今回、事業計画の資料として出させていただきました。それで都市計画道路については、認可が下りていることによって本日の資料の公有用地案内図で 132 号線の事業用地は 8 か所、221 号線は 3 か所、計 11 か所で個々に交渉しているということでした。それで所有物件は賃貸・分譲・店舗など権利関係なども様々で、この交渉にあたっては補償も含め、どのような算定基準を示しているのか。共同住宅など複数の住居人、お一人でも交渉に懸念を示された方に対して、どのような態度や立場で交渉にあたっているのかを確認させていただきます。
用地調整担当 副 参 事	基準につきましては、国や東京都と同じ基準に基づいて算定してございます。 それから、交渉にあたって、それぞれ地権者の事情がございますので、生活再建を第一に考えて、丁寧に対応しております。 区の方で、売買の期限を決めるのではなく、地権者のライフスタイルに合わせて、例えば、お子さんの学校の関係ですとか、今は売れないけれども、そういうタイミングで交渉を進めたいというようなことに対して丁寧に対応しているところでございます。
会 長	よろしいですか。他に、ご質問ございませんでしょうか。 (富田評議員 挙手) 富田評議員。
富 田 評 議 員	よろしくお願いいたします。当該年度の公有地取得事業、および公有地処分事業では公園用地のほかに都市計画道路補助 132 号線、補助 221 号線の事業用地が含まれているということで、まず現状を確認させていただきたいと思います。 都市計画道路補助 132 号線について、昨年の評議員会での確認では、当時の保有地は 7 区画で、事業用地の面積 2,749.87 m²のうち 15.4%で、当該決算年度では新たに 7 区画を取得予定ということだったかと思います。

	現在、杉並区と土地開発公社が保有している区画数と全体の割合、それから、令和7年度に新たに取得予定の計画について、まず教えていただければと思います。
用地調整担当 副 参 事	132号線の状況でございますけれども、令和7年3月末現在ですが、保有しているものが17区画、面積ベースで言うと28.5%でございます。 令和7年度の事業計画では7区画の取得を予定してございまして、仮に計画どおり全てを取得できた場合については42.3%になる予定でございます。
富田 評 議 員	続けさせていただきまして、同様に都市計画道路221号線についても確認したいと思います。1年前の状況では、公社の保有地は2区画で、事業用地の面積2658.13㎡のうち、4.1%とのことだったと思います。また、当該決算年度では新たに6区画の取得を予定とのことだったと思います。 現在の杉並区と土地開発公社の保有している保有地の区画数と割合、そして令和7年度の取得予定について教えていただければと思います。
用地調整担当 副 参 事	221号線につきましては、令和7年3月末現在ですが、保有しているのは3区画、面積ベースで5.1%でございます。令和7年度の事業計画では、11区画、460㎡を予定してございまして、仮に全てを購入できた場合につきましては、約22.4%になる予定でございます。
富田 評 議 員	ありがとうございます。最後、確認ですけれども、用地の折衝がどの程度進んでいるかという部分についてなんですけれども、昨年の同時期の評議員会では132号線は事業面積の8割程度と、221号線は6割程度とのことでした。 現在は用地折衝、事業面積の何割程度となっているのか、補助132号線、221号線それぞれで教えていただければと思います。
用地調整担当 副 参 事	折衝の状況でございますけれども、132号線につきましては、57区画中45区画で、約8割。ここにつきましては去年と変わってございません。 221号線につきましては全部で58区画中、現在41区画となっておりまして、約7割、去年から約1割程度の増ということになっております。
会 長	他に、質問ございませんか。 (山本評議員 挙手) 山本評議員。
山 本 評 議 員	よろしくお願いします。 補助221号線の沿道で商売されている方から、個人的に相談を受けたんですけれども、その土地の所有者は別にいらっしゃって、そこで長年商売をされてきたということで。土地の所有者が売却をするということを決定して、商売もやめて、出ていかなければいけないということになりまして。公営住宅の募集のこととか色々と個人的に伺っているんですけれども、やはりあの、商売されていた方に対しての補償っていうのは、そんなに大きくないということを仰られていまして、年齢もかなり高齢になっている中で、こういった方への住宅、いついつまでに出ていかなければいけないと言われたときに、先ほど和氣評議員の質疑を聞きながら思ったんですけれども、いい住宅が見つからないという

	か、適当な住宅が見つからないという時に、もう少し猶予がいただけるのか、そういう相談窓口ですとか、補償についての窓口っていうのは、どこになるのかっていうのを、伺いたいと思います。
都市計画道路 担当課長	用地折衝の結果、土地を譲っていただく場合には、土地の所有者、建物所有者、借間人ですとか店子さんですとか全て同時に合意を得る必要がございます。なので、店子さんの予定とかを所有者の方にお伝えして、調整したりというのは我々の方でやったりするんですけれども、それが全部叶うかどうかというのはあります。 あとは、例えば高円寺のどこかで移転して商売したいなんていうと、斡旋まではいかないんですけども、情報などをお知らせしたりということは、業務の中でしてはいますが、全てが希望どおりにならないことは、まああるのですが、一方的に折衝して土地を買うという、単純にそれだけをしているという訳ではないので、そういった意味では時間もかかりますし、かなり丁寧に進めているのではないかと、我々はそう思いながらやっているところでございます。また、心配事があればですね、相談していただければ我々の方もしっかりとご相談に乗りたいと思います。
山本 評議員	わかりました。ありがとうございます。 その方も、ご商売もご年齢なので、これからはしないと決めてらっしゃるので、住居についてのご心配なんですけれども、土地の所有者さんから、いつまでに出てくださいと言われていたのか、そこら辺は分からないんですが、一緒に相談に乗って、両方の納得の上ということで進めていただけたということとは、ちょっとその方は認識がないような感じがしましたので、個々にそういった事例も想像できるかと思いますので、丁寧に何か心配事があれば、こちらに窓口、相談してくださいということも所有者に借りて住まわっていたり、商売している方に対しての丁寧なことも、しっかりやっていただきたいなと思います。
用地調整担当 副参事	退去の期間なんですけれども、まだ契約していない案件だと思われませんが、期間については契約後、半年だとか一年という規定はありますけれども、今現在でいつまでという期限を決めて交渉しているわけではございませんので、事前にご相談いただければと思います。
会 長	ほかに質問ございませんか。 (一同「なし」) それでは、ないようですので、ご意見をお聞きしたいと存じますが、ご意見ある方。 (富田評議員、てらだ評議員 挙手。) それでは、富田評議員。
富田 評議員	諮問第1号「令和6年度土地開発公社決算報告」について意見を申し述べます。当該年度の公有地取得事業および公有地処分事業では、公園用地のほかに都市計画道路補助132号線、補助221号線の事業用地も含まれています。補助

	132 号線、221 号線については、住民合意がないまま事業認可の申請がなされ、事業化された経緯があり、私たち共産党は事業に対して反対をしてきました。 ただし、事業用地を所有している区民が自らの意思で売却すること、そのような判断をすること自体を否定するものではありませんので、決算報告については承認いたします。
会 長	それでは、てらだ評議員。
てらだ評議員	諮問第 1 号令和 6 年度の決算について意見を申し述べます。土地開発公社における令和 6 年度決算については、まず道路事業についてですが、都市計画道路 132 号線、221 号線の用地取得と 132 号線用地を区に売却した分、それから上井草駅周辺の鉄道立体交差に関連した道路の拡幅のために取得していた用地を区に売却した分が含まれています。都市計画道路については、現在杉並区の事業として対話の取り組みが行われていますが、大まかな合意形成もまだない中で先行して土地が先取されて、まちの様子に変化してしまっている状況です。まちづくり方針がないことが問題であるなど、以前から言われていた商店街潰しの方向が変わらない中で事業が進んでおり、住民や商店主にとっては非常に圧力を感じながら生活する状況が生まれています。 こうした中で、地権者が望む場合だけ買収をするというのが区の立場かもしれませんが、土地開発公社が議会の承認を経ない形で粛々と区のために土地を取得している状況には、やはり疑問を投げかけざるを得ません。 また、鉄道立体交差と、それに付随した道路拡幅に関する土地の取得や売却については、こちらも事業認可が下りている地域とはいえ、昨年 9 月の都市環境委員会で議論があったように、説明会などを何度か開いていても、情報が届いていない人もいます。 いま他の評議員からも質問が出ていましたが、土地開発公社が区に代わって土地を取得しているという状況なのであれば、説明や回答ではなく、対話と合意形成に主軸をおく区政の意向を十分に汲んで、丁寧なやり取りの上に合意を得ることを、これまで以上にやっていただくことを要望しておきます。 次に公園用地について、下高井戸おおぞら公園の拡大と、先日オープンした下高井戸みんなの公園に係る用地に関するものですが、こちらは、区民の要望と地域の方々の大きな協力を得て、区が進めてきた事業です。緑地、とくに樹木の減少が著しい杉並区において、公園を整備し、みどりを守れる土地を確保していくことは重要であると考えます。 縷々、意見を述べて参りましたが、公社に先行取得されていく土地は、区民福祉の向上を目的とした区の事業用地であるとしても、それと同時に、すでにそこで区民の生活や盛業が営まれている場所です。そのことを念頭において、土地取得のあり方の妥当性については、今後も注意深く検証していくことを申し添えた上で、すでに執行されたものについては決算に間違いがないものと認め、承認することとします。

会 長	ほかに、意見はありませんか。 （「なし」の声あり） ないようですので、これで意見はないということにしたいと思います。 それでは、諮問第1号「令和6年度杉並区土地開発公社決算報告について」を承認することに異議はありませんか。 （「なし」の声あり） 異議ないものと認め、諮問第1号を承認することに決定いたします。 事務局から連絡事項がありますでしょうか。 （青木事務局長 挙手） 青木事務局長。
青木事務局長	次回の評議員会の日程をお知らせいたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、5月16日（金）午後2時から開催を予定しております。後日、開催通知をお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。 私からは以上でございます。
会 長	いま評議員の皆さん、事務局長から次の予定がありましたので、予定をしておいていただきたいと存じます。 これで本日の日程を終了させていただきます。最後に、理事長の挨拶をお願いいたします。
理 事 長	本日は、諮問案件を原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。 ただいま縷々、ご意見を頂戴いたしましたけれども、私ども公社の今後の運営にあたりまして、これまで以上にご意見も参考にしながら、適切に運営をして参りたいと思いますので、どうぞ引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
会 長	それでは、これもちまして土地開発公社の評議員会を閉会とさせていただきます。本日はお疲れ様でございました。

本議事録に相違ないことを証し、ここに署名する。

議事録署名人

評議員

富田 琢

評議員

あふねがくほ 新